

# 障害者総合福祉推進事業実施要綱

(平成25年5月15日制定)

## 1 事業目的

障害者総合福祉推進事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

## 2 補助対象事業

別紙指定課題について実態把握、検討等を行う事業を公募するとともに、応募のあった事業のうち4に定める評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、別に定めるところより補助するものとする。

## 3 補助対象事業の実施主体

- (1) 都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人

## 4 評価検討会

指定課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の採否についての評価及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価は、外部有識者等による障害者総合福祉推進事業評価検討会において行う。

## 5 応募方法

補助を希望する者は、別に定めるところにより、書面により応募するものとする。

## 6 補助金交付の対象経費

補助の対象となる経費の範囲等については、別に定めるものとする。

指定課題番号	指 定 課 題 名
1	補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制のあり方の検証等に関する研究
2	意思決定支援のガイドライン作成に関する研究
3	精神障害の特性に応じたサービス提供ができる従事者を養成するための研修プログラム及びテキストの開発について
4	知的障害者が制度を理解するための情報提供の在り方に関する研究
5	入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業
6	長期入院精神障害者の地域移行に向けた支援方策に関する研究